

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和8年9月4日

奈良県中南和県税事務所長
江川 理美

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

1	公 売 財 産 の 内 容		別紙付表のとおり		
2	公 売 の 方 法		入 札		
3	公 売 日 時		令和8年10月20日 13時00分から		
		入 札	令和8年10月20日 13時40分から14時00分まで		
		開 札	令和8年10月20日 14時00分		
4	公 売 場 所		奈良県橿原市常盤町605－5 奈良県橿原総合庁舎1階101会議室		
5	公売保証金及び見積価額		別紙付表のとおり		
6	公売保証金納付期限		令和8年10月20日 13時00分から13時30分まで		
7	売 却 決 定	日時	令和8年11月10日 午前10時00分	場所	奈良県中南和県税事務所徴収課
8	買受代金納付期限	日時	令和8年11月10日 午前11時30分	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)	
9	買受人についての資格 そ の 他 の 要 件		別紙「公売における注意事項」のとおり		
10	そ の 他	1. 13時までに公売会場に会場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 次順位買受制度の適用があります。 4. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 5. 奈良県は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 6. 売却決定日時及び買受代金納付期限を変更することがあります。 7. その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。 8. 公売物件の地図・写真等については奈良県中南和県税事務所徴収課で閲覧いただけます。			

配当を受ける者の権利の申出について

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。
 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。

※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。

奈良県中南和県税事務所徴収課

TEL: 0744－48－3007